

第4編 資料

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策
用語解説

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は海外で多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の準備をしておく。

(1) サーベイランス・情報収集

① 鳥インフルエンザ情報収集

鳥インフルエンザの発生は、主として鶏の異常死の増加として察知される。農政課では、通常業務の範囲内（レベル 1）から近隣市町での高病原性鳥インフルエンザ発生状況等の情報収集を行っていることから、情報を収集する。

② 家きん類における鳥インフルエンザの流行監視を行う。

(2) 情報提供・共有

① 鳥インフルエンザに関する発生地域と基本的感染症予防策等の情報を市民に提供する。

② 鳥インフルエンザ発生地域への旅行者に対し、注意喚起を行う。

(3) 予防・まん延防止

① 鳥インフルエンザ患者に接触する者への予防啓発

感染予防の方法を情報提供する。

② 鳥インフルエンザ接触者への対応等

国からの要請に基づき、接触者への対応として、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等を行う。死亡例が出た場合の対応として、感染防止の徹底等実施する。

③ 鳥インフルエンザ診断に関わった医師に対する予防措置

鳥インフルエンザの感染が疑われる患者を診断した場合は抗インフルエンザ薬の投与の検討を行う。

④ 抗インフルエンザ薬の備蓄

新型インフルエンザのパンデミックに備え、必要な抗インフルエンザ薬等の備蓄を行う。（兵庫県からの配布分）

⑤ 調査

家きんや人において鳥インフルエンザが発生した場合、感染症法に基づく調査を農政課等と協力して実施する。

(4) 医療・検査体制の整備

① 鳥インフルエンザ流行地域からの帰国者に対する診察

流行地域に旅行するなど感染が疑われる場合は、医療機関は鳥や鳥インフルエンザ患者との接触歴などの問診を実施するよう、医師会等に要請する。また、患者等を確認した医療機関は、直ちに保健所に届け出る。

② 検査

国の指示に基づき、市内で鳥インフルエンザ患者（疑いを含む）が発生した場合、採取した検体を県立健康生活科学研究所に検査を依頼する。

③ 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

国の助言及び要請に基づき以下のとおり実施する。

- ・感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じたうえで、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ・感染症法に基づく鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について入院その他必要な措置を講じる。

④ 海外において鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

国の要請に基づき、以下のとおり実施する。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するとともに医療機関等に周知すること。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

【用語解説】

※ 五十音順

○ **インフルエンザ**

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる、A/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ **外来協力医療機関**

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関。（通常、季節性インフルエンザを診ている一般医療機関から順次移行）

○ **家きん**

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ **感染症指定医療機関**

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○ **感染症病床**

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ **空床情報収集・共有システム**

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関の空き病床数等の情報を集約し、県内の空き病床の状況を医療機関、医師会等へ情報提供する体制

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment:PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ コールセンター（医療相談用）

県内発生早期から市民からの新型インフルエンザに係る一般的な相談及び受診に関する相談を受け付ける窓口。（県及び保健所設置市で各1か所設置予定）

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省で定めるものの発生の状況の届出をさせる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Morality Rate)

ここでは、人口10万人あたりで、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数

○ 症例定義

国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。

なお、「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

新たにヒトからヒトに感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
(感染症法第6条第9項)

○ 新臨時接種

予防接種法第6条第3項に規定されている予防接種で、予防接種について勧奨が行われるが、接種を受ける努力義務は課されない。インフルエンザ (H1N1) 2009の流行を踏まえ、新たな「感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にするため、平成23年創設された。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況や動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関

○ 相談センター（保健所内）

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する業務を行う健康福祉事務所（保健所）等。

○ **相談窓口（生活相談用）（市役所内）**

生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う窓口

○ **致命率（Case Fatality Rate）**

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ **登録事業者**

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○ **特定接種**

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者となりうる者は、①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

○ **トリアージ**

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ **鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、ヒトからヒトへの感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ **入院協力医療機関**

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の入院医療を行う医療機関。

○ **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ **発病率**

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

○ **パンデミック**

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ **兵庫県立健康生活科学研究所**

県民の安全と安心を守るために、公衆衛生に関する調査研究や試験検査を行うとともに、感染症や食品、医薬品、飲料水などに対する科学的・技術的情報を提供する兵庫県の組織。

○ **病原性**

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ **不顕性感染**

細菌やウイルスなどの病原体に感染したにもかかわらず、感染症状を発症しない状態。この状態から発症までの期間を潜伏期とよぶ。不顕性感染者は、感染に無自覚のまま細菌・ウイルスのキャリア（保菌者）となり、病原体を排出して感染源となる場合がある。

○ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ **保健所設置市**

地域保健法第5条第1項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。

県内では、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市がこれに該当する。

○ **臨床像**

主として患者の症状と身体所見からなるが、疾病や病気のもつ医学的な特徴

○ **臨時の予防接種**

予防接種法第6条第1項に規定されている予防接種で、まん延予防上緊急の必要があると認められる場合に行われるもの。予防接種について勧奨が行われ、接種を受ける努力義務が課される。

○ **PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)**

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○ **WHO (World Health Organization:世界保健機関)**

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置付けられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。